

この間、組合から大学へ提出した3つの要求書についてお知らせします。

広島大学病院における2交替制試行に関する要求等

広島大学病院では、今年の6月～7月頃から看護師・助産師を対象に希望者による2交替制勤務（現在は全員が3交替制勤務）の試行を検討しています。

組合では1月21日に大学と2交替制試行に関する「意見交換会」を持ち、また、霞支部では1月下旬から2月上旬にかけて支部組合員（看護師・助産師）へ「2交替制勤務および職場環境」に関するアンケートを実施し、意見等を集約しました。これらを受け、3月1日に以下の「広島大学病院における2交替制試行に関する要求等」を提出しましたので、ご報告します。

（文責 小藪）



2016年3月1日

広島大学学長
越智 光夫 様

広島大学教職員組合
執行委員長 難波 博孝

広島大学病院における2交替制試行に関する要求等

貴職の日ごろの奮闘と当組合活動へのご理解とご協力に敬意を表します。また、1月21日の意見交換会では、丁寧にご説明いただきまして、感謝しております。

さて、教職員組合霞支部では「2交替制勤務および職場環境についての意見調査」を組合員の看護職を対象に実施しました。調査では、2交替制の試行に対し、積極的な意見もある中で、新たな体制に向かうことへの不安が提起されていきました。添付しますのでご参照ください。

つきましては、意見交換会での内容、及び、組合員からの声を元に、以下の確認、要求、質問を行います。2016年3月18日（金）までに、文書でのご回答をお願いします。

（確認項目）以下の1）～5）は意見交換会での説明内容です。ご確認ください。

- 1) 2交替制勤務の試行においても、また、2交替制勤務が本制度化された場合においても、2交替制勤務での拘束時間は13時間以内とする。
- 2) 2交替制勤務は、試行においても本制度においても希望者のみとし、希望しない者に2交替制勤務の強制はしない。
- 3) 2交替制勤務を選択した者が3交替制勤務に戻りたいときは、月単位で変更が可能である。
- 4) 2交替制勤務を本制度化するか否かについては、2交替制試行を受けたアンケートを実施し、そのアンケート結果を判断の要素にする。
- 5) 2交替制勤務者が長日勤をした次の日は、休日、もしくは夜勤入りとなる。したがって、長日勤をした次の日に、日勤や長日勤はない。

(要求項目)

1) 2 交替制で勤務する看護師が 1/3、3 交替で勤務する看護師が 2/3 の場合のシミュレーション上での勤務表の提示をお願いします。

意見交換会でいただいたシミュレーションの勤務表は、ある部署の 3 交替：2 交替が 1：1 で構成されています。意見交換会での看護部長の発言に、長日勤の勤務者がいることで、17 時 15 分から 20 時 45 分の時間帯はこれまでよりも人員が増えるとの趣旨の発言がありましたが、意見交換会で頂いた勤務表では、そのような勤務人員数になっておらず、現状と同様、その時間帯の勤務者は 4 名となっていました。1/3 が 2 交替制を希望した場合には、その時間帯の勤務者が増加するのか、確認させて頂きたいと思います。

2) 仮眠室の設置を要求します。

意見交換会では、勤務者の休息は今ある現状の控室で対応とのことでしたが、13 時間拘束の 2 交替制はさらなる休憩の質の確保が必要と考えます。日本看護協会のガイドラインには 20 分の仮眠でも眠気を覚ますのに効果があると記載されています。1 時間の休憩の間に速やかに仮眠をとるために、出来るだけ個室で、寝返りのうてるスペースがあるベッド（ソファベッドでも可）、枕等の寝具の設置を要求します。

3) 夜間看護手当の増額を要求します。

今回の 2 交替制の試行・導入は、看護職の多様な働き方を支援するためと伺いました。多様な働き方を支援するためには、人員不足では難しいと考えます。人員充足のため、また、夜勤という重い労働負担に対し、夜勤をする看護師へのさらなる金銭的インセンティブを与えることを要求します。

現状、3 交替での夜間看護手当は準夜で 3,500 円、深夜で 4,400 円ですが、準夜 4,500 円、深夜 5,500 円への増額を要求します。日本看護協会実施の「病院における看護職員需給状況調査」によると一般病棟に勤務する看護職員の平均夜勤手当（深夜割り増し分を除く定額のみ）の推移は 2006 年、2008 年、2011 年で、準夜は 3,936 円、4,044 円、4,399 円、深夜は 4,913 円、5,038 円、5,490 円という水準にあります。2 交替制では各年とも 10,000 円超になっております。

4) 看護補助者（契約技能員）の待遇改善を要求します。

看護師の長時間労働や残業の業務負担軽減には、看護補助者の増員が必要です。しかし、看護補助者は、労働負担に比べ賃金が低く、募集しても人員が集まらず、定員に満たない事態になっております。看護補助者の充足により、看護師の業務が減少し、看護の仕事に専念できます。近隣他病院の求人でも 1000 円超の設定も多く、広島大学病院の看護補助者の時給 903 円を 980 円に増額することを要求します。

5) 2 交替制勤務の希望は、書面で看護部へ直接行い、病棟では受けをしないことを要求します。

組合員からの意見では、人数が足りない等の理由で上司に 2 交替制をするように頼まれると断れないという意見が多く、強く、述べられていました。なお、2 交替から 3 交替への変更、3 交替から 2 交替への変更も、同様の扱いにしてください。

書式については作成案を提示してください。

6) 2 交替制の試行に伴う業務整理やマニュアル等の変更で発生する業務は勤務時間内で行うよう要求します。

新病棟移転の際には、マニュアル作成等を自宅に持ち帰り家のパソコンで、時間外で日々作成するという事例がありました、この 2 交替制試行では、そのようなことがないよう業務の割振りをして下さい。勤務時間内に行うことが困難な場合は、試行の延期等の対応を求めます。

(質問項目)

1) 2 交替制勤務希望者が途中で 1/3 を割った場合について

試行中、ある人が 2 交替から 3 交替の希望にもどした場合、その部署の総数が 1/3 の 2 交替制希望者数を割るとします。すると、その部署は混合勤務を止めるのでしょうか。それとも、何らかの方法をとり継続する方法をとられるのでしょうか。

2) 長日勤は残業しないルール作りについて

意見交換会では長日勤は 20:45 で必ず帰るというルール作りが必要だと看護部長がお話になりま

した。その具体的方法についてお示してください。

3) 新卒1年目の看護師の扱いについて

2016年4月に入職する新卒1年目の看護師は、試行時に2交替制を希望できるのでしょうか。試行でまだ業務が定着していない状態で、夜勤を初めてする新人看護師が2交替をした場合、患者へのケアに支障が出たり、医療ミスにつながらないか懸念があります。また、新人が2交替制勤務を希望した場合、新人を指導する看護師も2交替制を強いられるようなことはないでしょうか。新卒者の扱いは、いかがお考えでしょうか。

以上

学術院とユニットに関する要求

大学教員の学術院への配置換えとユニットへのグルーピングに関しては、大学はこの4月1日からの実施を計画していますが、その具体的な内容と運用に関しては不明点が多く存在しています。支部連絡会議等での意見も踏まえ、3月1日に以下の「学術院とユニットに関する要求」を提出しましたので、ご報告します。(文責 小藪)



2016年 3月 1日

広島大学長
越智 光夫 様

広島大学教職員組合
執行委員長 難波 博孝

学術院とユニットに関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。さて、大学教員の学術院への配置換えとユニットグルーピングに関し、下記を要求します。つきましては、2016年3月11日(金)までに文書で回答をお願いします。

記

1. 学術院に関する規則の公開と周知を要求します。

2016年4月1日に学術院が創設される予定です。また、この間、大学教員の学術院への配置換えについて教員個人から同意を得、あるいは、教育研究評議会で配置換え審査が行なわれています。

この学術院の設置及び運営については規則として制定することが必要であり、したがって、当該規則は当然に制定されているものと考えます。この規則の公開と周知を要求します。

なお、当該規則が未だ制定されていない場合、大学教員に対する学術院への配置換えの同意確認や教育研究評議会での配置換え審査は何に基づいて行なわれたのかを説明して下さい。

2. 学術院創設後の大学教員の個人評価について、いつ、どこで、誰が、何にもとづいて、どのように行なうのか、これらのことを示すことを要求します。

3. 学術院への配置換えの後、主たる配属先の変更(実質的変更を含む)については該当教員の同意を得ることを要求します。

労働基準法第15条(労働条件の明示)に関する規則第5条では、「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」は使用者が労働者に対して書面で明示すべき事項と規定しています。

また、労働契約法第8条では「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」と規定しています。

したがって、主たる配属先の変更は重要な労働条件の変更に該当し、労働者の同意を得ることが必要です。

4. 大学教員との個別合意事項に関する変更については、該当教員の同意を得ることを要求します。

労働契約法第7条では「労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない」と規定しており、労使の個別合意内容は、それが法令違反や就業規則で定める基準に達しないものでない限り、当該個別合意内容が就業規則に優先します。

更に、同法第8条では「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」と規定しています。

したがって、大学教員との個別合意事項の変更には該当する教員の同意が必要です。

5. ユニットグルーピングの変更に関する手続き及び決裁方法を文書化し、周知することを要求します。

2015年12月16日の当組合と大学との意見交換会では一定の説明を受けましたが、より具体的な内容で文書化し、周知することが必要と考えます。

以上

「労働条件通知書」の確認署名について

4月1日付けの労働条件通知書については、労働者が受け取る「正」と部局等が保管する「副」の両方に労働者の確認署名が求められるようになります。この確認署名について、「その場で署名を強制しない」との以下の大学回答を得ています。一方的な更新の上限記載はもちろんのこと、疑問点等があれば、その場で署名せず、「内容をきちんと確認したいので、時間を下さい」と返答して、すぐに組合へ相談して下さい。

また、ほとんどの方は既に終了したと思いますが、契約更新の意向確認時における労働条件確認書についても、「その場での確認・同意署名の強制はしない」、「労働条件確認書は労働者へも説明時に渡す」との大学回答を得ています。

(文責 小薮)



平成28年2月2日

広島大学教職員組合執行委員長
難波 博孝 様

広島大学理事（財務・総務担当）
松ヶ迫 和 峰

「労働条件通知書」への確認署名に関する要求について（回答）

2016（平成28）年1月29日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

要求内容 1

「労働条件通知書」に確認署名を得ようとする際は、その場での確認署名を強制しないこと。

（回答）

「労働条件通知書」に確認署名を得ようとする際には、労働条件について、労働者が十分に内容を理解することが必要ですので、その場で確認署名を強制することがないよう部局等の担当事務に周知、徹底します。

挟み込みチラシ「ろうきんの借換キャンペーンです。」見てね！

発行 広島大学教職員組合（東広島事務所 本部）
東広島市鏡山1-7-2（広大西口 西エネルギーセンター内）
内線（東広島84）5390 東広島以外からは84からおかけください。
TEL/FAX 082-422-7556
メール union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

3月、4月に退職・異動等がある方は組合まで連絡をお願いいたします。

- ①退職
- ②再雇用、非常勤になる方
- ③休職・休業
- ④異動(学内異動も含む)
- ⑤個人番号が変わる方(雇用形態の変更)

